

◇大阪市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 1 自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路の有効幅員に関する基準を定めることにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この条例は、公布の日（令和6年3月29日）から施行することにしました。

（建設局道路河川部道路課）